

農薬公表文献調査

支援メニュー

- ・農薬取締法の改正（2018年12月1日施行）により、農薬の登録審査の見直しが行われ、全ての農薬について定期的に最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う仕組み（再評価制度）が新たに導入されました。本改正により、過去に登録された農薬（既登録農薬）も含め、登録申請者による公表文献調査が必要となりました。
- ・CERIでは、国からの委託調査等（システマティックレビューの実施を含む）、長年の有害性評価・調査業務の実績を活かし、経験豊富なスタッフ（日本毒性学会認定トキシコロジストを含む）が農薬再評価申請における公表文献調査を支援します。

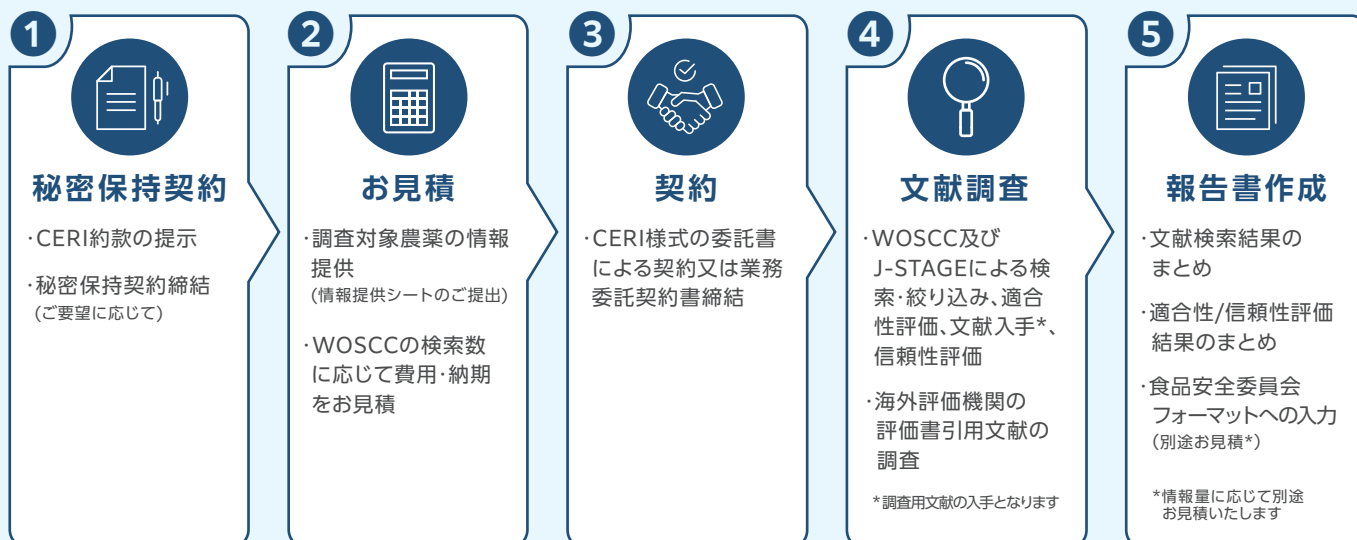
Ⅰ 公表文献調査の仕様

提供情報（有効成分名、代謝物名等）
に基づく文献検索

利用文献データベース
Web of Science Core Collection (WOSCC)
科学技術情報発信・流通総合システム (J-STAGE)

※公表文献の収集、選択等のためのガイドライン（2021年9月22日付、2023年7月27日 一部改正）に準拠した仕様となります。

Ⅱ お見積から報告書作成までの流れ



- Ⅲ 当局への提出スケジュールに合わせた調査スケジュールを提案します
- Ⅳ ご要望に応じて段階的なお見積・調査、部分的な作業のみの対応も可能です

お気軽にお問い合わせください